

事業者の皆さんへ！！

- ・高濃度 PCB 廃棄物は、令和 3 年 3 月 31 日までに処分することが義務付けられています
- ・低濃度 PCB 廃棄物は、令和 9 年 3 月 31 日までに処分することが義務付けられています

※滋賀県内に保管されている PCB 廃棄物の場合

ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB という)を含む電気機器等(変圧器、コンデンサー、照明安定器等)を使用又はこれらの廃棄物(PCB 廃棄物)を保有する事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下 PCB 特別措置法という)に基づき、滋賀県知事に毎年6月末までに保管及び処分状況を報告することが義務付けられています。

また、**PCB 特別措置法に規定される処分期間までに適正に処分する必要があります。**

特に、**高濃度 PCB 廃棄物は令和3年3月31日までの処分が義務付けられています。**処分期間が目前に迫っていますので、改めて PCB を含む電気機器等が、事業所の電気室、キュービクル(高圧受電設備)、倉庫等に残っていないか、点検を行ってください。

念のため、もう一度 PCB を含む電気機器等がないかご確認ください！！

1. PCB の性質と用途

(1) PCB の性質

- ・水に溶けにくい油状の物質で不燃性、熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定な性質を有し、環境中で分解されにくく、生物に蓄積しやすく、かつ慢性毒性があります。

(2) PCB の毒性

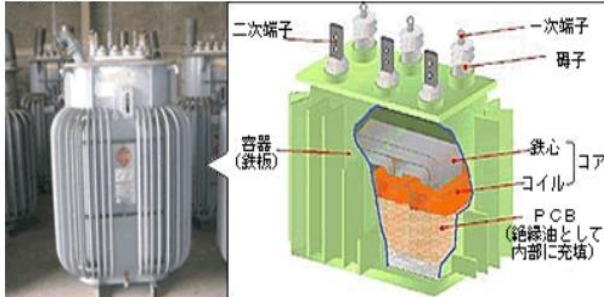
- ・目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。
- ・昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用された PCB が混入したカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化となりました。
- ・昭和47年の行政指導により製造の中止と回収の指示があり、昭和49年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が施行され、製造・輸入・使用が原則禁止されました。

(3) 主な用途

PCB は電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

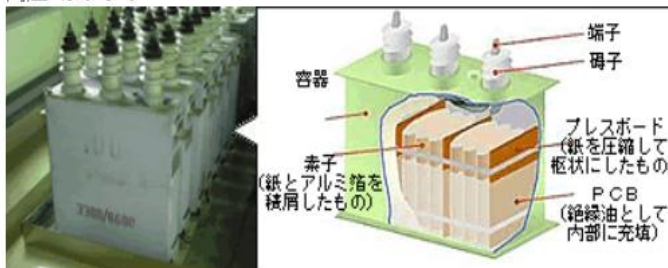
- ・高圧トランス(変圧器):工場やビルなどで、送られてきた電気の電圧を変える装置

高圧トランス



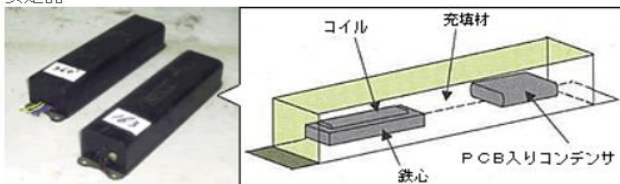
- ・高圧コンデンサー:電気を一時的に蓄える、電圧を調整する等の役割を果たす装置

高圧コンデンサ



- ・安定器:業務用・施設用蛍光灯などに用いられる放電を安定させるもの

安定器



JESCO の HP より引用

2. 使用機器の PCB 含有の判定方法

(1) 変圧器・コンデンサー等の場合

高濃度 PCB かどうかの判別方法

昭和 28 年から昭和 47 年に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油に PCB が使用されたものがあります。

高濃度 PCB を含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを参照してください。

https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

(2) 安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏えいした事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。

昭和52年3月までに建築・改修された建物で古い安定器が使用されていないか確認してください。

PCB使用安定器かどうかの判別方法

昭和32年1月から昭和47年8月までに国内で製造された照明器具の安定器にはPCBが使用されたものがあります。

PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板の情報から判別することができますので、詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のホームページを参照してください。

<https://www.jilma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

その他、PCB含有の有無を判別する方法については、環境省ホームページを参照ください。

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/method.html>

3. PCB廃棄物の分類と処分について

	高濃度 PCB 廃棄物	低濃度 PCB 廃棄物
定義	PCBを使用した電気機器廃棄物 (PCB濃度が5,000 mg/kgを超えるもの)	微量 PCB 汚染廃電気機器等 非意図的に PCB が混入した廃棄物 低濃度 PCB 含有廃棄物 PCB濃度が5,000 mg/kg以下の廃棄物
処理先	中間貯蔵・環境安全事業株 (JESCO)	無害化処理認定施設 都道府県知事等許可施設

(1) 高濃度 PCB 廃棄物

意図的にPCBが使用された機器で、PCB濃度は5,000 mg/kgを超えるもので、変圧器では50～60%(500,000～600,000mg/kg)、コンデンサでは100%(1,000,000mg/kg)と非常に高濃度となっています。

PCBは通商産業省(当時)の行政指導により、生産が中止されており、昭和48年以降に生産された機器には、意図的にPCBが含まれることはありません。

高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下JESCOという)にて順次処分が進められています。

詳細はJESCOホームページ <http://www.jesconet.co.jp> を参照ください。

(2) 低濃度 PCB 廃棄物

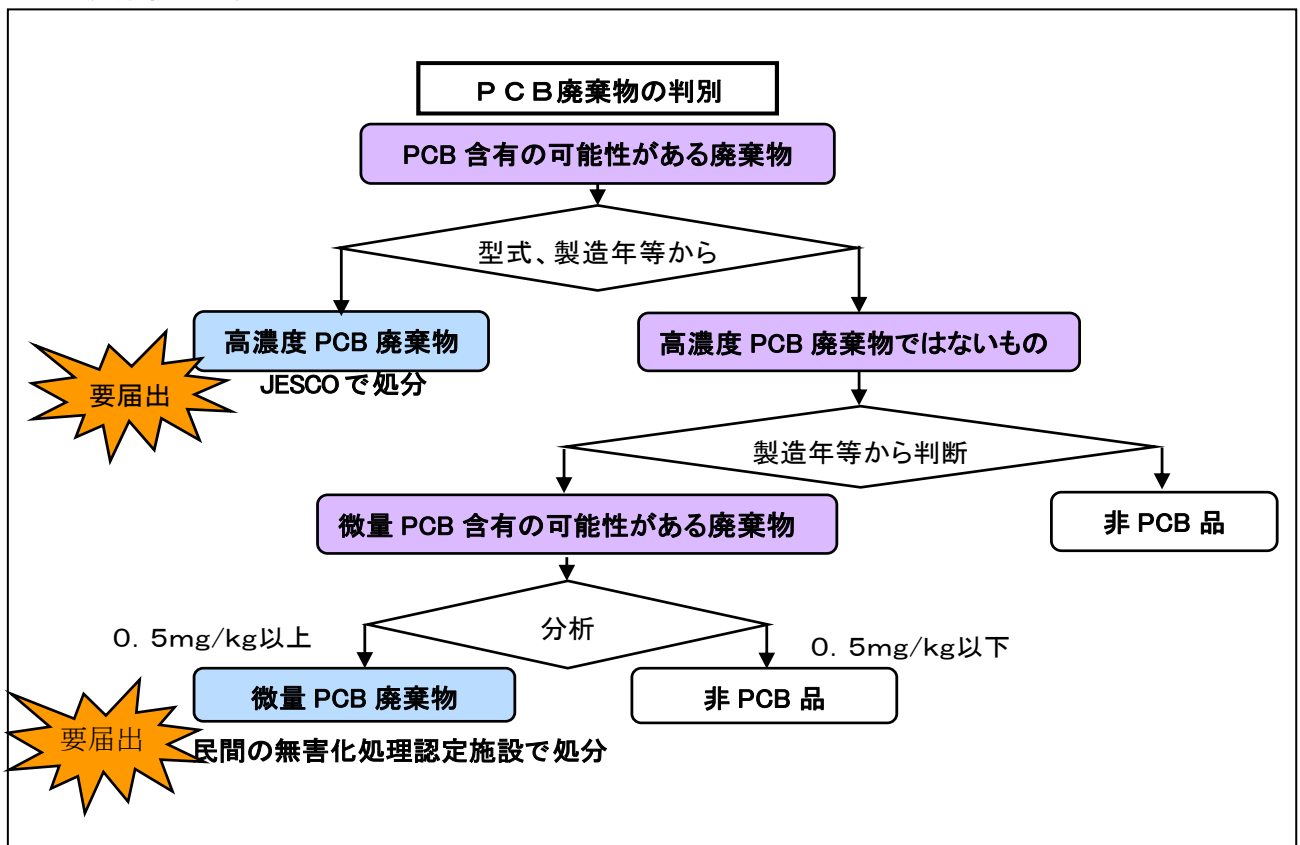
微量PCB汚染廃電気機器等(昭和48年以降に生産された機器の中に、非意図的にPCBで汚染されてしまった機器で、PCB濃度が0.5 mg/kgを超えるもの)と低濃度 PCB 含有廃棄物(PCB濃度は5,000 mg/kg以下のもの)に分類され、主に下表の PCB 廃棄物を低濃度 PCB 廃棄物と定義しています。**処分期間は令和9年3月31日です。**

なお、PCB濃度が0.5 mg/kg以下のものはPCB廃棄物には該当しません。

種類	基準
絶縁油	微量PCB汚染絶縁油が廃棄物となったもの。
	PCB含有濃度が廃PCB絶縁油1kgにつき5,000mg以下。
汚染物	微量PCB汚染絶縁油が塗布、染み込み、付着、封入されたもの。
	汚泥、紙くず、木くず、繊維くずに塗布又は染み込んだPCBが、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず1kgにつき5,000mg以下のもの。
	廃プラスチック類に付着や封入されているPCBが廃プラスチック類1kgにつき5,000mg以下のもの。
	金属くず、陶磁器くず又はがれき類に付着や封入されているPCBが付着物1kgにつき5000mg以下のもの。

上述のJESCOは、「高濃度PCB廃棄物」を処理対象としているので、「低濃度PCB廃棄物」は処理対象外となります。
「低濃度PCB廃棄物」については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

4. PCB 廃棄物の判定



主な出典：湖南・甲賀環境協会資料

環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」

【問い合わせ先】

滋賀県南部環境事務所 TEL:077-567-5456 / FAX:077-564-1733